

○須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日条例第42号

改正

平成28年3月25日条例第6号

平成29年10月13日条例第29号

平成30年3月19日条例第15号

令和元年11月1日条例第18号

令和3年6月30日条例第36号

令和4年12月22日条例第34号

令和5年12月21日条例第32号

須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国及び県との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月19日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月 1 日条例第18号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月30日条例第36号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年12月21日条例第32号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例（平成30年須賀川市条例第15号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例（昭和44年須賀川市条例第10号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年須賀川市条例第33号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	須賀川市特定疾患患者福祉手当支給条例（昭和55年須賀川市条例 7 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国

	人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	須賀川市営住宅条例（平成9年須賀川市条例第20号）による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	須賀川市子ども医療費の助成に関する条例（平成元年須賀川市条例第8号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年須賀川市条例第24号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
2 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの

	号) による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
6 市長	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による	別に規則で定めるもの

	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
10 市長	須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例による事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
11 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
12 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
13 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
14 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
15 市長	須賀川市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であっ	別に規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	
16 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの
17 教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	別に規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	別に規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	別に規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	別に規則で定めるもの
4 教育委員会	児童福祉法（昭和22年法律第	市長	別に規則で定めるもの

	164号) による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
5 教育委員会	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	別に規則で定めるもの
6 教育委員会	須賀川市こども医療費の助成に関する条例による事務であって規則で定めるもの	市長	別に規則で定めるもの
7 教育委員会	須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による事務であって規則で定めるもの	市長	別に規則で定めるもの